

安城市地域福祉計画(案)

市では、地域の皆さんと協働により、お互いの助け合いによる福祉のまちづくりの実現、住み慣れた地域における福祉サービスの充実、みんなが進んで参加できる地域活動の推進を目的とした「安城市地域福祉計画」づくりを進めています。

このたび、計画案がまとまりましたので、お知らせします。この案に対してパブリックコメント制度により、市民の皆さんからご意見を募集します。

なお、本計画策定にあたっては、市民の皆さんや中学生・高校生に対するアンケート調査を実施し、町内会、NPOや福祉関係者のほか、高校生や大学生を含む住民代表40人からなる地域福祉会議を計8回開催し、意見をいただくなど、広く市民の声を取り入れるように努めました。

(案)の概要

●計画期間 平成17～20年度までの4年間

●基本理念

「大きく広がれ福祉の輪
みんなで支える地域の輪」
だれもが住み慣れた地域で、しあわせに暮らしていけるまちづくりを目指します

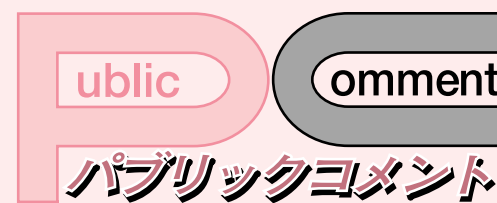
問い合わせ 障害援護課

基本目標と基本方針

①自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう!	地域の助け合い活動の推進/地域組織の活性化と町内福祉委員会活動の充実/災害時要援護者支援制度の活用/自主防災活動の充実/地域安全活動の充実
②暮らしを支えるサービスを考えよう	サービスの相談窓口の充実/制度の情報提供と啓発/必要なサービスを把握するための仕組みづくり/在宅サービスの充実/在宅サービスを支える仕組みの充実/高齢者・障害のある人など当事者組織への支援
③福祉の充実のための仕組みを作ろう	保健・医療と福祉、生涯学習と福祉の連携/地域福祉の担い手づくり/中高年のパワーの活用/福祉学習による人づくり/地域における子育ての支援
④みんなで支えあう地域を育てよう	人にやさしいまちづくりの推進/地域福祉を支える拠点の充実/健康づくり・生きがいづくり活動の充実/地域で役立つ情報づくり

パブリックコメント制度とは

市の重要な政策などを決定する場合に、事前にその趣旨、目的、内容の案を公表し、それに対して市民の皆さんからご意見をいただき、寄せられた意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続きのことです。市民の皆さんの市政への参画を促し、行政の透明性の向上を目的としています。



第2次安城市生涯学習推進計画(案)

市は、市民の一人ひとりが、自発的な学習を通じて自身を高めるとともに、学んだ成果を社会に還元し、活力のある地域づくりができるよう学習環境を整備し、市民の生涯学習活動を支援するため、第2次「安城市生涯学習推進計画」づくりを進めています。

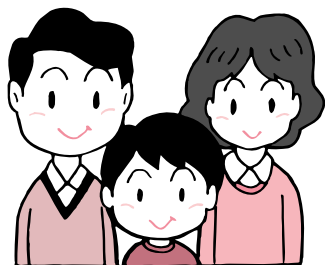
このたび、計画案がまとまりましたのでお知らせします。そして、この案に対してパブリックコメント制度により、市民の皆さんからご意見を募集します。

(案)の概要

●計画期間 平成17～26年度までの10年間

基本方針

①市民主体の生涯学習	生涯学習の主体者である市民自らが、自身の豊富なアイデアと実行力を生かし、生涯学習関連事業に参画できるような市民と行政とが連携した市民主体の生涯学習を推進します。
②地域を育む生涯学習	生涯学習活動を自分だけの満足に終わらせるのではなく、学んだ成果を社会に還元し、地域住民相互の連帯感や互いに助け合う精神に富んだいきいきとした地域づくりを目指します。
③人を育てる生涯学習	社会の変化に対応した学習や、地域の課題に関する学習について、市民が自発的に学ぶことができる環境を整え、市民の人間力の向上を図ります。



問い合わせ 生涯学習課

各案は下記でご覧いただけます

と き▶ 1月4日(火)～2月3日(木)の午前8時30分～午後5時15分(市役所は、土・日曜日、祝日を除く。文化センター及び地区公民館は、月曜日、祝日の翌日を除く)
ところ▶ 市役所市政情報コーナー、文化センター及び地区公民館、障害援護課(安城市地域福祉計画のみ)
※市ホームページ(<http://www.city.anjo.aichi.jp/>)にも掲載しています

ご意見を募集します

住所、氏名、計画名を明記のうえ、次のいずれかの方法で、意見を提出してください。なお、お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、提出された意見に対する市の考えを整理し公表します。

提出方法	提 出 先	
	第2次安城市生涯学習推進計画	安城市地域福祉計画
持 参	生涯学習課(文化センター内)	障害援護課
郵 送	〒446-0041 安城市桜町17-11 安城市文化センター	〒446-8501 安城市桜町18-23 安城市役所障害援護課
ファクス	<77>6065	<74>6789
Eメール	anjogaku@katch.ne.jp	engo@city.anjo.aichi.jp

※電話による意見の提出は、内容を正確に記録することができないため受け付けできません。